

## 加茂市総合計画の策定方針について（案）

### 1. 策定の趣旨

総合計画は、まちの将来像を描き、その将来像を実現させるため、市が取り組むべき政策の方向性を示すもので、さまざまな施策の基本となるものです。市民と加茂市の将来像と課題を共有し、協働して計画的にまちづくりを進めるために「総合計画（仮）」を策定します。

### 2. 基本的な考え方

基本構想・基本計画は次の考え方に基づいて策定します。

#### ① 新たに計画をつくる

第2次総合計画が策定されてから約25年が経過していることから、見直しではなく、新たに計画を策定します。

#### ② 市民と協働で策定する

地域の課題や将来像を広く共有し、行政だけでなく、みんなで知恵を出し合い、暮らしやすい地域社会を築いていきます。そのため市民の意見を幅広く取り入れることに留意して策定します。

#### ③ 「拡大・成長」から「人口減少に対応できるまちづくり」へ

第2次総合計画では長期的に人口4万5千人を目標として計画が作られました。人口減少が続いていること、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも人口が減少していくことから、減少に歯止めをかける取組を行いながら、人口減少に適応できる地域社会を作っていく必要があります。

### 3. 計画づくりの7つの視点・ポイント

基本計画は次の視点・ポイントを持ちながら策定します。

#### ① 将来人口を見据えた計画づくり

「加茂市人口ビジョン」（データ：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計（平成30年推計）」）の人口推計を人口フレームとします。

2020年25,803人 → 2030年21,696人

#### ② 社会経済状況を考えた計画づくり

加茂市を取り巻く社会情勢に対応した計画を作ります。

（計画を作る上で考慮する社会情勢）

- ①人口減少と少子高齢化、②安全・安心への意識の高まり、③社会経済や構造の変化
- ④地方財政の深刻化、⑤公共施設の老朽化、⑥自然・文化・伝統

#### ③ 市民が参画できる・協働できる（市民と共有できる）誰にもわかりやすい計画づくり

市民と行政が課題や将来像を共有して暮らしやすいまちづくりを進めるために、わかりやすい計画づくりに取り組みます。

#### ④ 財政状況に対応する実効性のある計画

人口減少に対応した地域社会を作るため、財政状況に対応した施策の重点化を図り、実効性のある計画づくりを進めます。

#### ⑤ 計画の達成度が見える計画づくり

各施策の成果を測れるように「成果目標」を設定し、成果の見える化に取り組みます。

#### ⑥ 証拠に基づく政策づくり

客観的なデータや証拠に基づいた政策づくりに取り組みます。

#### ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

国際社会共通の開発目標であるSDGsと各施策分野との関連性を明確にして、総合計画を推進することでSDGsの達成に寄与することを目指します。

#### **4. 計画の性質・構成**

基本構想と基本計画によって構成されます。

- 基本構想

目指す将来像を明らかにして、これらを実現するためのまちづくりの目標を示します。

- 基本計画

基本構想で設定した将来像やまちづくりの目標を実現するために、必要な施策や取組等を示します。

#### **5. 計画の位置付け**

平成 23 年の地方自治法改正により、議会の議決を経ることの義務付けが廃止されました。しかし、総合計画は、まちづくりの基本方針として重要であることから、「基本構想」については、加茂市議会の議決を経て策定し、市の最上位計画とします。

#### **6. 計画期間**

中長期的な視点に立って、市が取り組んでいく今後の政策の基本的な方向を示すため、基本構想は 10 年間、基本計画は、前期と後期に分けて、それぞれ 5 年間とします。

#### **7. 市民の意見を聴取する取組**

- 市民アンケート

無作為に抽出された 18 歳以上の市民 2,000 人が対象

- 中学生アンケート

市内の中学校に通う 3 年生が対象

- 市民ワークショップ

「どんなまちにしたいか、そのためにどんな取り組みが必要か」をテーマに、市民と行政が話し合って共有し、計画策定の資料とします。

- 加茂市総合計画審議会

市長の諮問に応じて、加茂市総合計画に関する事項について調査審議し、答申します。

- 議会との意見交換及び中間報告

- パブリックコメントの実施

## 8. 策定体制

加茂市総合計画策定委員会 (加茂市総合計画策定委員会規程による)

総合計画の策定事務を推進する。

委員長 市長

副委員長 副市長・教育長

委 員 各課長(18名)

計21名

○ 策定主任(同規程による)

総合計画策定の事務を円滑に行う。

職員(36名)

## 9. 策定スケジュール

令和2年10月 審議会①(諮問)

令和2年11月 議会と意見交換

令和2年12月 審議会②

令和3年2月 審議会③

令和3年3月 議会へ中間報告

令和3年4月 審議会④

令和3年5月 パブリックコメントの実施

令和3年7月 審議会⑤

令和3年8月 審議会⑥(答申)

令和3年9月 基本構想議決